

刑事訴訟法等の改正法案の参議院法務委員会での継続審議の決定に抗議し、次期国会における徹底審議と廃案を求める声明

1 本日、参議院法務委員会は、盗聴法（通信傍受法）の対象犯罪の大幅拡大・要件緩和と司法取引の導入（捜査・公判協力型・合意制度）等を内容とする刑事訴訟法等の改正案を継続審査に付した。

継続審査の対象となる改正案は、衆議院において自民・公明・民主・維新の4党により提出された修正案である。しかし、同修正案は、当初の政府提出案が有する盗聴・司法取引が有する根本的問題点と危険性を孕んだままの欠陥法案であり、本来継続審査に付すべき法案ではなく廃案にされるべきである。

2 法案は、冤罪の防止という本来の目的から逸脱し、市民の権利を侵害する捜査機関の権限を拡大するものとなっている。

法案は、盗聴法の対象犯罪を一般犯罪にまで大幅に拡大し、通信事業者の立会のない盗聴を認めている。このことによって、捜査機関による盗聴の濫用を招き、憲法が保障する通信の秘密・プライバシー侵害を生じさせることは必至である。

また、被疑者が他人の犯罪の捜査等に協力する見返りに、検察官が起訴を見送ったり求刑を軽くするという司法取引制度は、虚偽供述で無実の第三者が引っぱり込まれ、冤罪を生み出すという重大な危険性を有している。法案には、このような司法取引の危険性を払拭するための制度的保障（補強証拠の導入や弁護人に対する全面的証拠開示等）は一切ない。新たな冤罪の温床となりかねない司法取引の導入は絶対に許されない。

他方、取調べの録音・録画については、対象事件をごく限られたものにした上、対象事件についても広範な例外規定を設けている。これは、冤罪の根絶という本来の法改正の目的とは真っ向から反するものである。

その他にも、法案は、ビデオリンクによる証人尋問の拡大、証人の氏名・住所の非開示等の慎重な議論を要する事項を含んでいるが、衆議院法務委員会においては十分な審議時間が確保されないままに可決され参議院に回付されている。

3 法案は、国会に一括法案として提出され、当初、政府与党は短時間の審議での早期成立をもくろんでいた。

しかし、冤罪の被害者や支援者、多くの市民から、法案に対する痛烈な批判がなされる中で、衆議院では、論点毎の慎重な審議を行うことが合意された。そして、審議をおこなう中で、上記のような法案に内在する問題点が次々と明らかにされた。

廃案にはならなかったとはいえ、今国会での法案の成立を止めたことは、私たちの運動の大きな成果である。このことはまた、法制審答申と一括法案が、市民的な基盤に基づくものではないことを示している。

政府・法務省及び日弁連など法制審に関わった関係者は、あらためて冤罪の根絶という原点に立ち返って、法案を撤回し、全面的な見直しに着手すべきである。

4 自由法曹団は、市民の通信の秘密・プライバシー権を蹂躪する盗聴法の改悪と新

たな冤罪の温床となる司法取引の導入を含む危険な改正案の継続審議の決定に抗議する。そして、本年秋に開催される見込みの臨時国会においては、参議院法務委員会で徹底審議をおこない、その危険性と問題点を明らかにし、廃案にすることを強く求める。

2015年9月25日

自 由 法 曹 団
団 長 荒 井 新 二